

# 奨学のための給付金制度のご案内

～ 生活保護（生業扶助）世帯 又は  
「道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額」が非課税の世帯の方 ～

## 1. 制度の概要

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。  
この奨学のための給付金は、返還の必要がありません。

## 2. 支給要件

令和4年7月1日(基準日)時点で以下の全ての要件を満たす場合、支給対象となります。

- 高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科修学支援金 の各支援金の受給資格要件を満たすこと。  
※特別支援学校高等部の生徒の場合、支給対象外  
※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等は除く）が措置されている生徒の場合、支給対象外
- 保護者等が茨城県に在住していること。  
※保護者等が茨城県外に在住している場合の申請先などについては、学校事務室へお問い合わせください。
- 保護者等の世帯が、「**生活保護受給世帯**（専攻科の生徒を除く）」又は保護者等全員が「**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税**である世帯」であること。
- 基準日に在学していること。  
※高校生等が休学している場合の取扱いについては、学校事務室へお問い合わせください。
- 高校生等1人につき、**支給回数上限に達していないこと**。  
※各年度1回（全日制は通算3回、定時制・通信制は通算4回）ただし、学び直し支援金の受給資格者の場合、全日制は追加で1回、定時制・通信制は追加で最大2回支給できます。  
また、専攻科の生徒の場合、支給回数上限は通算2回となります。

## 3. 支給額【年額（高校生等1人あたり）】

| 区分                                      |          | 通信制以外    | 通信制     |
|---|----------|----------|---------|
| 生活保護（うち生業扶助の高等学校等就学費）受給世帯               |          | 32,300円  | 32,300円 |
| 道府県民税所得割額 及び<br>市町村民税所得割額 が非課税<br>である世帯 | 第1子      | 114,100円 | 50,500円 |
|   | 第2子以降    | 143,700円 |         |
|   | 専攻科に通う生徒 | 50,500円  |         |

※ 詳細は、「(国公立) 奨学のための給付金 対象者及び支給額等確認シート」をご確認ください。

## 4. 支給の時期

審査が完了次第、支給となります。

## 5. 申請方法・提出期日

給付を受けるには、毎年、申請の手続きが必要です。申請しなければ給付は受けられません。  
申請方法は、保護者等が在住する都道府県によって異なります。

「茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書」に記入後、必要書類を添付し、学校の定める期日（令和4年9月30日（金）（必着）までに学校へ提出してください。

お問い合わせ先：茨城県立鉢田第一学校事務室【0291-33-2161】

## 奨学のための給付金 Q&A

Q1 道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税（0円）であることの確認はどのように行われますか？

A1 高等学校等就学支援金（認定を受ければ授業料が実質無償になる制度）等の手続で提出いただいた「令和4年度 住民税（非）課税証明書等」または「マイナンバー」により確認します。

このため、基本的には保護者等の「道府県民税所得割額および市町村民税所得割額」が非課税（0円）であることが確認できる書類の提出は不要ですが、後述のQ2の場合には、証明書の提出が必要になります。

Q2 母は無職で父の控除対象配偶者であることが、父の課税証明書で確認でき、その父の課税証明書を高等学校等就学支援金のために提出済です。この場合、保護者等の「道府県民税所得割額および市町村民税所得割額」が非課税（0円）であることが確認できる書類の提出は不要ですか？

A2 「奨学のための給付金」では、保護者等が父母の場合、父と母両方の「令和4年度 住民税（非）課税証明書等」の添付が必要です。高等学校等就学支援金の申請時に父の課税証明書等のみを提出された場合は、母の（非）課税証明書等の提出が必要になります。

※ 課税証明書を取得する前に、お住まいの市町村の市町村民税課窓口で課税の有無を確認することができます。

Q3 両親の片方が海外勤務のため課税証明書等が発行できません。対象になりますか？

A3 海外勤務のため“道府県民税所得割額”及び“市町村民税所得割額”的課税証明を受けられない方がいる場合は、課税証明書の場合・マイナンバーの場合いずれも給付金の支給対象となりません。

Q4 生活保護を受給していますが、この給付金の支給を受けると収入と認定されてしまうのでしょうか？

A4 収入にはみなされません。福祉事務所において就学のために必要と認められる額については、生活保護における生業扶助収入設定から除外されます。

Q5 兄（2年生）弟（1年生）がそれぞれ違う国公立高等高校等に通っています。申請書は別々に記入して、各学校へ提出なのでしょうか？給付額はどうなりますか？

A5 お一人ずつ、それぞれの在籍学校へ申請書等を提出してください。支給額は、保護者の被扶養者が高校生2人で通信制以外の国公立高等学校等に在学の場合は、2年生は第1子に該当するため114,100円、1年生は第2子以降に該当するため143,700円となり、合計257,800円がこの世帯への給付額になります。  
注）私立校の高校生等の場合、給付額が異なります。